

○五十嵐課長 それでは、定刻少し前ですが、第1回「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」を開催させていただきます。

私は、消費者庁食品表示企画課長の五十嵐でございます。構成員の皆様方を御紹介するまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先生方には、大変御多忙のところ、構成員の就任を快くお引き受けいただくとともに、本日御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、伊藤消費者庁長官から挨拶をさせていただきます。

伊藤長官、よろしくお願いいたします。

○伊藤長官 消費者庁長官の伊藤でございます。

食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

先生方におかれましては、常日頃、私どもの食物アレルギー表示行政の推進に御理解と御協力を賜りまして、大変ありがとうございます。また、大変お忙しい、それもまたコロナ禍においてお願いしたところ、本会議を快くお引き受けいただき、また、本日御出席いただきまして、本当にありがとうございます。重ねて御礼申し上げたいと思います。

さて、近年、食の多様化の影響もありまして、食物アレルギーの関心が非常に高まっております。消費者の生命身体に関わる重大な関心事だと思っております。今後、ますますその重要性を増していくものと思っております。

この制度につきましては、アレルギーをお持ちの方が安心して食品を食べられるように、平成13年4月に食品衛生法の下で施行され、平成21年9月から消費者庁において運用しております。現在、表示義務対象品目として7品目、表示推奨対象品目として21品目を指定しております。消費者庁が発足して以降で考えますと、平成25年にカシューナッツとごま、令和元年にアーモンドが表示推奨品目にはなっておりますけれども、消費者庁において運用を開始してから新たに義務化に至った品目はない状況にあります。

この度、この表示制度を適切に運用していくために、専門家の皆様に御協力いただく体制をきちんと整えていく必要があるということで、この会議を設置することにしたものであります。

特に、症例数の急増が確認されておりますくるみの義務表示化につきましては、喫緊の課題であると考えております。令和元年7月に開催された消費者委員会食品表示部会におきましても、くるみの義務表示化に向けた検討を行うことについて、賛同を得ておりますので、まず、できるだけ早くくるみの義務表示化ができるように、幅広く御議論を賜ればと思っております。

食物アレルギーの表示が、食品を安全に選ぶための判断材料として重要な役割を果たし

ているということでございますので、今回、とりわけまずくるみをということでございますが、この制度全般につきましても、引き続き適切な運用ができるように先生方にお力添えをいただきたいと思っております。このことをまた切にお願いいたしまして、私からの挨拶に代えさせていただきたいと思っております。本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐課長 長官、ありがとうございました。

ここで冒頭カメラ撮りのみの方については、御退席をお願いいたします。

続きまして、本会議の座長ですが、人間総合科学大学の丸井先生をお願いすることとしております。

丸井座長から一言御挨拶をいただきたいと思っております。

○丸井座長 このアドバイザー会議の御参加の先生方、今日はどうもありがとうございます。お足元の悪いところと言いたいところですが、今日はWEB会議でよかったと思っていただければと思っております。

またかという感じもありますけれども、私は先ほどのお話にあった平成13年の食物アレルギーの表示をどうするかというところから厚生労働省のお手伝いをする事に始まりました。その後、厚生労働省と農林水産省の表示に関する共同会議で表示全般について色々とお手伝いをさせていただき、それが実質的に現在、消費者庁で表示についてずっと関わってきています。今日、御出席の先生方には、初めの段階からずっと御協力いただいている先生方もいらっしゃいます。

今回は、くるみについてということで、くるみを糸口にしてこれからの食物アレルギーの表示をどうするかというところを御議論いただき、お考えをお聞かせいただければと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○五十嵐課長 丸井座長、ありがとうございました。

続きまして、構成員名簿に従いまして、先生方の御紹介をさせていただきたいと思っております。

国立医薬品食品衛生研究所の穂山先生です。

同じく、国立医薬品食品衛生研究所の安達先生です。

あいち小児保健医療総合センターの伊藤先生です。

昭和大学の今井先生です。

独立行政法人国立病院機構相模原病院臨床研究センターの海老澤先生です。

藤田医科大学ばんたね病院の近藤先生です。

別府大学の高松先生です。

京都大学の丸山先生です。

続きまして、消費者庁からの出席者を紹介します。

政策立案総括審議官の津垣でございます。

○津垣審議官 よろしくお願ひいたします。

○五十嵐課長 食品表示企画課課長補佐の高橋でございます。

○高橋課長補佐 よろしく申し上げます。

○五十嵐課長 では、これからの進行は、丸井座長にお願いいたします。

○丸井座長 それでは、正確に言いますと「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」第1回目を開催させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の確認ということで、事務局から説明をよろしく申し上げます。

○高橋課長補佐 資料は事前に送付させていただいております。

なお、セキュリティ上、消費者庁から資料の画面共有は行うことができませんので、お手数ですが、事前に送付させていただいた資料を御確認願います。

先生方におかれましては、お手元の資料に過不足がございましたら、進行中でも構いませんので、事務局にお申し付けください。

それから、今後の進行におきまして、発言等をする際には、挙手と名前をお願いいたします。

丸井座長、お願いします。

○丸井座長 それでは、議事に入りたいと思います。

とはいうものの、事務的などうか、実質的な話に入る前の手続が色々ございます。まず、議事次第にあります「アドバイザー会議の設置について」について、事務局から説明させていただきます。お願いします。

○高橋課長補佐 それでは、資料1の「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議 申合せ事項（案）」について御説明させていただきます。

まず、第1として、この会議の趣旨ですけれども、くるみによる食物アレルギーの症例数の急増を受けまして、消費者委員会食品表示部会におきまして、食物アレルギー表示制度の消費者庁への移管後初となる、くるみの義務表示対象品目への追加の検討を行うことに賛同の方向性を得たところです。

これを契機としまして、今般、消費者庁におきまして、以下、アドバイザー会議としますけれども、アドバイザー会議を開催して、食物アレルギー表示制度の適切な運用のために、医学的、分子生物学的見地等に立った専門家の皆様の御意見を伺うことをこの会議の趣旨とさせていただきたいと考えております。

第2として「構成員等」とありますけれども、(1)アドバイザー会議の構成員は、消費者庁において委嘱する別紙に掲げる者とし、先ほど皆様の紹介をさせていただきましたので、ここでは皆様のお名前を紹介するのは割愛させていただきます。

(2)アドバイザー会議に座長を置き、座長は消費者庁においてあらかじめ指名する者とし、丸井先生に座長をお願いしましたので、進行は丸井座長にお願いしております。

(3)座長は、アドバイザー会議を統括するとしております。

(4)座長に事故があるときには、あらかじめその指名する構成員が、その職務を代理するものとしております。

「第3 運営」ですけれども、(1) アドバイザー会議の庶務は、消費者庁食品表示企画課において処理することとします。

(2) 座長が必要と認めるときは、テレビ会議システムを利用し開催することができることとします。

(3) 座長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者にアドバイザー会議への出席を求め、意見を聴くことができることとしています。

(4) 会議、議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され、公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は個人の秘密、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合において、座長が必要と認めるときは非公開とすることとしています。

(5) アドバイザー会議の資料は、消費者庁ウェブサイトにおいて公表することとしています。ただし、座長が、公表することによって検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができることとしています。

(6) アドバイザー会議の議事録については、各回終了後、構成員の了解を得た後で、消費者庁ウェブサイトにおいて公表することとします。

(7) この申合せ事項に定めるもののほか、議事の手続その他アドバイザー会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定めることとしています。

以上でございます。

○丸井座長 どうもありがとうございました。

資料1について、御説明がありました。その中で、幾つかの点を私の方で片付けておく必要がありそうながございますので、それについてお話ししたいと思います。

1つ目は、会議の進め方。先ほどお話がありましたけれども、今回、食物アレルギー表示の検討の上で、恐らく、先生方から個別の症例のお話や未公開の研究データ等々についてもお話があることが予測されます。

そういうこともありますので、会議について、公開としますと、設置趣旨にもございませぬけれども、消費者庁がこの会議に求めている医学的又は様々な生物学的な知見の収集に関して、自由な発言が制限されるということもあろうかと思われます。あるいは、特定の者に不利益をもたらすこともおそれとして考えられますので、先ほど御紹介がありました申合せ事項の「第3 運営」の(4)に基づいて、非公開で進めたいと考えております。先生方、いかがでございましょうか。

よろしければ、簡単に手でも挙げていただければ、それで。

(同意する委員あり)

○丸井座長 どうもありがとうございました。

そういうことで、議事録については、概要のみの公開ということにいたしたいと思います。これも御賛同いただけると思います。

さて、まだ案でございますけれども、資料1の申合せ事項に御質問などございますでしょうか。もし何かありましたら、ミュートを解除して御発言いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

特に御質問がないということで、会議は非公開、そして議事録は概要の掲載ということで、事務局で進めさせていただくことになると思います。

もう一つですが、次に申合せ事項の案の「第2 構成員等」の(4)に座長に事故があるときには、あらかじめその指名する委員がその職務を代理するという項目がございます。私に何かあり、来られなくなったというときにお手伝いいただく委員ということです。

この代理として、海老澤先生にお願いできればと考えております。海老澤先生は、食物アレルギー表示制度に初めからずっと深く携わられていらっしゃいますし、現在も食物アレルギー又はアレルギー診療の臨床の中心として国立病院機構相模原病院で御活躍されています。また、即時型の食物アレルギーによる健康被害の全国実態調査も実施していただいております。

ということで、海老澤先生に座長代理をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(首肯する委員あり)

○丸井座長 ありがとうございます。御異論はないということで、海老澤先生、一言よろしく申し上げます。

○海老澤構成員 丸井先生、皆様、どうもありがとうございます。

丸井先生に万が一のことはないと思いますけれども、代理を務めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○丸井座長 どうもよろしく願いいたします。

できるだけ海老澤先生のお世話にならないように、私が進めていきたいと思っております。

さて、それでは、具体的な議事に入っていきたいと思っております。

お手元でございますが、資料2を使いまして、くるみの義務表示化の経緯につきまして、事務局から御説明いただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○高橋課長補佐 それでは、資料2「くるみの義務表示化の経緯等について」を御覧ください。

令和元年7月に消費者委員会食品表示部会に報告した即時型アレルギーの全国実態調査の結果を中心とした資料としておりますので、内容につきましては簡潔に説明させていただきます。

次のページへ進んでください。食物アレルギー表示制度の今までの経緯ですけれども、令和元年にアーモンドを加えて、現在、義務表示7品目、推奨表示21品目が表示対象となっております。

次のページへ進んでください。表示対象品目の詳細と現在の表示制度における表示方法を示したものです。義務7品目と推奨21品目の詳細は、資料の中央部にあるとおりです。

下段の「表示例」ですけれども、表示方法に関しましては、どの原材料や添加物に特定原材料等が含まれているのかが分かるように、個別表示を原則とした上で最後にまとめて表示する一括表示についても、個別表示がなじまない場合は可能という制度にしています。この表示方法は、食品表示基準策定の段階でアレルギーの患者団体と意見交換をして、そこで上がった意見も参考にこういった表示方法にしております。

次のページを御覧ください。過去3回の全国実態調査における症例数と重篤な症例数の上位20品目を抽出したものです。

資料中の括弧のついた数字が順位で、その下にある数字が症例数を示しております。例えば平成24年度の1位を見ますと「鶏卵」で1,153症例あったということを示しております。

黄色で塗り潰してありますけれども、「くるみ」を御覧ください。上段に症例数、下半分に重篤な症例数を示していますが、ともに急激な増加傾向が見られています。

次のページを御覧ください。先ほどのデータの基になっているものが、こちらの全国実態調査の方法等を示したものです。今日御参加いただいている先生もそうですけれども、アレルギーの専門医の皆様にご協力いただいて、おおむね3年おきの症例の傾向を確認しております。

次のページを御覧ください。平成30年度の全国実態調査の結果から導かれた考察と結論です。資料中に「27品目」という数字がありますが、この報告書はアーモンドが加わる前のものですので「27品目」という数字を載せております。27品目に起因するアレルギーの症例は約94%となっていて、表示の管理対象としてのカバー率は十分であるといったことが示されています。

一方で、平成30年度時点で表示対象とされていなかったアーモンドやくるみを含む木の実類による症例数の増加が見られ、この増加に関しては注視が必要と考察が出されております。

次のページへ進んでください。食品表示基準を改正する際には、必ず消費者委員会に意見を聴くことが食品表示法の中で規定されています。当然、くるみを義務化する際にも食品表示基準を改正する必要がありますので、諮問することになります。

全国実態調査で増加が見られたくるみとアーモンドについて、くるみは推奨表示から義務化へ、アーモンドは推奨表示品目へ加えることを食品表示部会に令和元年に報告しました。その際に、くるみの義務化に当たっては、くるみによる症例が急増していたので、この増加が一過性でないかを確認する必要があること、表示を科学的に検証するための検査法が必要であることを併せて報告しました。

次のページに進んでください。くるみの義務化の検討を始めることについて、消費者委員会食品表示部会からは反対の意見はありませんでしたが、表示部会の委員からは、こちらに示したような意見が上がっております。

本日御参加いただいている安達先生も食品表示部会に御参画いただいておりますけれ

ども、安達先生からは方向性について賛成の御意見をいただきました。

今村委員は、厚生労働省時代にアレルギー表示制度の創設に深く関わった方ですけれども、今村委員からは、くるみの義務化に関して、検査法が必要との意見をいただいております。

小松委員は、事業者の方ですけれども、くるみのほか、木の実類にアレルギーを有する方への検証も必要ではないか、そういった他のデータが必要ではないか、更には、諸外国の事例も含めて評価が必要ではないかという意見をいただいております。

消費者系の委員として、宗林委員からは、くるみを義務化するに当たって、交差反応に関するデータ等が必要なのではないかといった意見をいただいております。

くるみの義務化の経緯の資料2については、以上です。

○丸井座長 どうもありがとうございました。

先ほど資料1の申合せ事項で確認いたしましたけれども、ここから先は具体的な個別の症例のお話等が出てくると思いますので、非公開として議論を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここから非公開ですけれども、実質的な会議に入っていきたいと思っております。

(報道関係者退室)

その後、資料3に基づき、アドバイザー会議の主要課題について事務局から提案があり、その内容について意見交換を行った。

その上で、当面の間、くるみの義務表示化に向けた議論を行うことについて賛同が示されるとともに、消費者庁において、表示の適正性を科学的に検証するための検査法の開発のほかに、エビデンスの集積を進めることとされた。